

① マイナ保険証の利用について

マイナンバーカードを取得している方

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナ保険証の利用登録が必要です。下記の方法で利用登録ができます。

これから保険証が発行されなくなるの？



マイナ保険証などで病院を受診することになるがよ
▼詳しくはこちら



登録はこちらから

①マイナポータル(スマホ・PC)

※操作方法など不明な点があれば市民課市民係でご説明します。

②セブン銀行ATM

③医療機関・薬局

マイナ保険証の利用登録をされていない方は、下記のマイナンバーカードを取得していない方と同じ扱いになります。

また、マイナ保険証の利用登録を解除することもできます。その場合は、加入中の健康保険へ申請が必要になりますので、下記の各担当窓口にお問い合わせください。

マイナンバーカードを取得していない方

12月2日以降、保険証は発行されませんが、**保険証の代わりとして「資格確認書」が発行され、今までと変わりなく病院などを受診できます。**

お持ちの保険証は、有効期限の記載がある場合は有効期限まで、有効期限の記載がない場合は最長で令和7年12月1日まで使用できます。有効期限以降は、ご加入の健康保険から「資格確認書」が発行されます。

- 問い合わせ／マイナ保険証の利用登録について 市民課市民係 ☎088-880-6574
資格確認書・マイナ保険証の利用登録解除について
- ・国民健康保険の方 市民課国保係 ☎088-880-6555
 - ・後期高齢者医療保険の方 長寿支援課いきいき長寿係 ☎088-880-6556
 - ・上記以外の健康保険の方 お勤め先の担当窓口

① ひきこもり(不登校)で悩んでいませんか？

ひきこもりとは、学校や職場などの社会参加を回避し、概ね6か月以上家庭にとどまり続けている状態です。

ひきこもりの原因は、ストレスや環境の変化によるもの、精神的な疾患などさまざまで、1つに特定できない場合が多くあります。

ご自身の状況や相談したい内容に応じて、相談しやすい機関にまずは一度ご相談ください。ご家族や事業所の方などからの相談もできます。



▼ひきこもりに関する相談窓口・支援機関の一覧はこちらから
※どこに相談したらいいのかわからない場合は下記にご相談ください。



■問い合わせ／福祉事務所地域福祉支援係 ☎088-880-6566

① 税務課からのお知らせ

事業用資産は申告が必要です

固定資産の課税対象には、土地、家屋の他に「償却資産」があります。

事業を行っている個人事業主、法人の方は1月末日までに償却資産の申告をお願いします。申告方法や申告書は市のホームページをご覧ください。



業種	主な償却資産の内容
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、駐車場設備、太陽光発電設備、ブラインド、LAN設備、受変電設備など
農業	ビニールハウス、自走式耕運機・田植機、乾燥機、もみすり機など
建設業	大型特殊自動車(分類番号が「0,00～09及び000～099」、「9,90～99及び900～999」)、重機、建機など
喫茶・飲食店	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、テレビ、カラオケ機器など
医(歯科)業	医療機器(レントゲン機器、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、調剤機器等)、消毒殺菌用機器、ガス(麻酔等)設備など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装、太陽光発電設備、中央監視制御装置など

家屋調査にご協力ください

令和7年度固定資産税の課税に向けて、家屋の調査(新築・増築・取り壊しなど)をしています。調査へのご協力をお願いします。

■新築・増築・取り壊し

令和6年中に、家屋の新築や増改築などによる床面積の増減、または取り壊しをした場合は、12月中にご連絡ください。また、新築で未登記の家屋の場合、納税義務者申告書を提出してください。
※すでに税務課職員による聞き取り調査が終了している場合は、連絡不要です。

■所有者の変更は届け出を

売買・贈与・相続などで、未登記の家屋(法務局で登録されていない建物)の所有者を変更した場合は、届け出をお願いします。

※登記家屋などの所有者変更は、法務局での手続きですので、税務課への届け出は不要です。

手元のない軽自動車・バイクの納付書が届いていませんか？

手元のない軽自動車やバイクについて納付書が届いている場合、廃車や名義変更の手続きが完了していない可能性があります。そのままにせず、ご確認をお願いします。

盗難や紛失の場合は、届出を警察署に出した後、管轄窓口での廃車手続きが必要です。

また、軽自動車税は4月1日時点の所有者に課税されます。(使用していなくても、所有している場合は課税の対象です。)

※不明な点がある場合は、お問い合わせください。



■届出・問い合わせ／税務課 ☎088-880-6554
資産課係(家屋調査・償却資産)、税務管理係(軽自動車・バイク)